

間にすりつけることが可能となったが、これは表 11.49 が直線区間とを結ぶ場合のすりつけ方を示しているためであり、曲線区間と曲線区間とを結ぶ場合には、本例で示すように、若干のずれが生じる。そのため、実際の適用に当たっては慎重な検討を行うことが必要である。

6. 反射式および発光式道路鋲（中央線、外側線、縁石に設置するもの）

(1) 設置区間

夜間、雨天時等特に視線誘導を必要とする区間等においては、反射式および発光式道路鋲を設置する。またはペイントによる区画線の性能を補完するとともに、下記のような区間において設置とする。

- ① 中央帯を有さない 4 車線以上の道路で、車道中央線に設置して視線誘導を行うとともに、運転者に往復分離の認識を与えることが特に必要な区間。
- ② 豪雨や濃霧時の気象により視界が遮られる場合や、小半径の曲線が連続している等で外側線の視線誘導効果を高める必要がある区間。
- ③ 視線誘導が必要であるが、設置幅がとれない等反射式視線誘導の設置が困難な区間。

(2) 設置方法

① 設置場所

設置場所は道路左側路側、右側路側または、車道中央部とする。

(3) 設置間隔

- ① 設置間隔は、平面曲線半径に応じて次表に示す値を標準とする。ただし、最大間隔は 4m とする。

表 11.52

平面曲線半径 R (m)	設置間隔 S (m)
～ 50	2
50 ～ 300	3
300 ～	4

(a) 縁石に設置するとき設置間隔は視線誘導標と同様とする。[県独自（案）]

(4) 設置位置

- ① 設置位置は、「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」の規定による。
- ② 縁石に設置する鋲は上記によらなくともよい。[県独自（案）]

(5) 自発光式道路鋲の色

- ① 外側線 白
- ② 縁石 赤
- ③ センターライン（白） 赤
- ④ センターライン（黄） 黄または赤 ※県警の指示による。
- ⑤ 交差点 赤+黄または赤+赤